南宋地方志、淳熙『新安志』における テクスト操作と歴史叙述

前村佳幸

はじめに

本稿は、地方志の本文を歴史的世界の直接的な復元のための史料としてではなく、テクスト理論の構築に活用するための試みの一環をなすものである。前稿では版本としての淳熙『新安志』の伝来に焦点を当て検討した[1)]。これにより、本志の編者羅願（1136～84年）が徽州地方の優れた先人として後代の人々に意識され、『新安志』がその代表的な著述として認識・受容され他の著作とともに流伝したことを確認し、それが本志が大きな変質を被らなかったことと十分関連している点を展望した。ただし、これは本文テクスト形成後の社会的環境によるものであり、テクストの内面についてはなお検討の対象外としていた。時代の経過により、各部を構成するテクストが個別に転載されてゆき、後続する地方志に更新されるなどして散逸する可能性は『新安志』においても十分あった。それでも、その原本性がおよそ損なわれなかったと思われる背景には、『新安志』自体に断片化しにくい特質が内在していたことも考えられよう。このような問題を究明するためにも、本文内容自体の分析を踏まえ、地方志というジャンルに属する『新安志』の内面に展開する文字テクストの性質や位相について検討することが課題となる。

具体的な課題を提起するにあたり、以下に現行の『新安志』の目録を示す。

第1巻 【州郡】沿革　分野　風俗　封建　境土　治所　城社　道路　戸口　姓氏　坊市　官府　廟学　貢院　放生池　館駅　倉庫　刑獄　営寨　郵伝　祠廟

第2巻 【物産】穀粟　蔬茹　薬物　木果　水族　羽族　獣族　畜擾　貨賄
【貢賦】税則　雑銭　夏税物帛　小麦　秋税糙米　折帛銭　進貢　供物帛　上供紙　酒課　税課　茶課　塩課　公用

第3巻 【歙県】沿革　県境　鎮寨　郷里　戸口　田畝　租税（賦）　酒税　城社　官廨　道路　橋梁　津渡　山阜　水源　古跡　祠廟　道観　僧寺　丘墓

碑碣　賢宰

第4巻　【休寧】【祁門】（項目は第3巻とほぼ同じ）

第5巻　【婺源】【績溪】【黟県】（項目は第3巻とほぼ同じ）

第6巻　【先達】

第7巻　【先達】

第8巻　【進士題名】【義民】【仙釈】

第9巻　【牧守】

第10巻　【雑録】人事　詩話　雑芸　硯　紙　墨　定数　神異　記聞

まず簡単に構成上の特徴を述べると、第1巻～第5巻は地誌を中心に項目が細分化されていることが見て取れ、第6巻～第9巻は人物を扱う伝記が主体であり、最後の第10巻では多岐にわたる内容の、まとまった字数の文章を収録している。なお、第2巻に「叙物産」「叙貢賦」、第6巻に「叙先達」、第8巻に「叙進士題名」「叙義民」「叙仙釈」、第9巻に「叙牧守」、第10巻に「叙雑説」と題する文章があり、各部分についての意図や特色を示している。一見したところ、各巻はかなり独立しているように思われ、起承転結の展開により単一の主題を理解させるようなテクスト配列ではないようにみえる。

『新安志』を通観して見出される特色としては、時期・作者・分野の異なる多様な文字テクストの複合体としての性格をもつこと、絵図など文字テクスト以外の手段に依存することなくイメージを伝達しようとしていることである。これらを踏まえ論点を整理すると、第一点に関してはテクストの源泉と編者による選択操作の問題、つまり素材としてどのような種類の文献が用いられているのか、どのような情報が重視され、なにが排除されているのか、という問題が生じる。第二点では、文字テクストを主体にして何をいかに有効かつ印象的に伝えているのかということが大きな問題となる。つまり、多くの情報と技巧をめぐらせたテクストの相互連関により形成される、ある特定の地域に即したイメージとはいかなるものか具体的に検討することが求められるのである。これについて本稿では、『新安志』が全体で形成しているイメージの体系の一つとして「歴史叙述」に着目したい。

『新安志』は徽州という特定の地域に即した記述と編集により成立している。目録学上、地方志は国家全体の歴史叙述を主題とする史書ではないし、個人的な見聞に基づいて歴史的事象を記す筆記・小説にも属さない。それでも、地方志にも歴史に対する特有の叙述形式や手法がみられるのではないだろうか。上記の目録によれば、『新安志』には「沿革」という時間的順序による項目の存在が窺えるけれども、歴史叙述に関連するテクストがそこだけに限定されているとは限らない。一見全体が緊密に統合されていないようにみえても、それぞれの関心により全体を閲覧することによって、それぞれの意味体系が成立するようになっている可能性はないだろうか。そして、そのような構造であるからこそ、受け手にとって重要なテクストだけ抽出され断片化に陥ることが避けられたの

ではないだろうか。あるいは、『新安志』のように一人の編者により一度にまとめられたものでも、来歴の異なる多くのテクストが錯綜することにより、いくつかの立場による複数のコンテクストが併存する可能性もありうる。つまり、『新安志』にはいくつか組み込まれた意味体系の一つとして歴史叙述が存在し、全体に配置されたテクストの連結によって歴史イメージが成立すると仮定されるのである。この問題について、テクストの源泉と操作のあり方に着目しつつ検討を行うことが本稿の主たる目的となる。なお、本稿では全面的な分析を踏まえた上で考察するのではなく、いくつかの事例を取り上げ検討していきたい。

第一章　山岳・行政区画・民衆叛乱のテクスト

(1)　山岳による地域像

『新安志』が扱っているのは、編者羅願の同時代（12世紀）における行政区画としての徽州の領域に限定されている[2)]。漢の時代、長江下流域に丹陽郡が設けられており、これは宋代の行政区画では徽州と寧国府（宣州）、建康府（南京）、池州、広徳軍、厳州西部などに及ぶ広大なものであった。徽州はそこから分離し歴代王朝の地方統治の変転のなかで形成されてきたものであり、その過程は『新安志』が徽州の体系的な歴史イメージを形成する上で重要な部分を占めている。

『新安志』ではまず第1巻【州郡】の冒頭に「沿革」を配し、基本的行政単位である県とこれを統括する郡ないし州の変遷を概括している。統一秦による郡県制に基づき歙・黟県が設置されたこと、後漢末に歙県から始新・新定・黎陽（のち廃絶）・休陽の4県が分離新設され、これを統括する新都郡が成立したこと、その後、新安郡・歙州へと改称され、始新・新定県が分離され東境の睦州（厳州）の管轄となり領域は縮小したものの[3)]、残りの歙・黟・休陽（休寧）の3県が基盤となり、そこからまた婺源・祁門・績溪県が分離されて計6県となる主要な沿革が記される。これが北宋末の方臘の乱により徽州と改称されることで『新安志』の叙述対象が確定したわけである。『新安志』では、第3、4、5巻を徽州を構成する各県に関する記述に充当しているが、その冒頭には「沿革」が置かれ【州郡】「沿革」と対応して県の成立をめぐる経緯がわかるようになっている。このような二段階のテクスト配置により、『新安志』は歴代王朝の興亡と行政区画の確立過程とを連関させながら、認識を深めていくようになっているのである。以下、その具体像を示していきたい。

『新安志』第1巻【州郡】の「風俗」では次のように述べる。

「新安は故（もと）より秦の二県なり、山谷の間に在りて地広遠なり、漢の世より、常に丹陽都尉をして此に分治せしむ。郡と為るに逮（およ）ぶ後、吏治益ます詳かにして、また稍

や其の三陲を割き以て他郡と為し、益ます陋(せま)く治め易し。」

「山限壌隔せられ、民は他俗に染らず、山伐に勤め、寒暑を能くし衣食を悪む、女子は正潔にして淫佚せず、饑の歳と雖ども妻子を鬻がず、山谷の民　衣冠百年に至るも変らず。」

ここでは行政領域の縮小していくことが、かえって統治を円滑とし、山々に囲まれていることが貧しくとも純良な風俗形成に適切に作用したとの肯定的な認識が示されている。なお、この「風俗」の後段では各県の特徴を述べ、婺源県と祁門県が江西の鄱陽湖方面と密接な関係にあることを記しているが、同じ巻の「境土」では、歙・黟県が当地の基層をなしていることを示しながら、もはや同じ領域ではなくなった地域を改めて確認している。

郡境京師の東南に在りて、県六を統ぶ、曰く歙、曰く休寧、曰く祁門、曰く婺源、曰く績溪、曰く黟と。始めて漢の末に、歙・黟二県を以て分かち新都郡と為す。地広大なりて、後にまた稍稍之を割く。蓋し古の歙県の地の今に在る者は、歙たり、休寧たり、績溪たり、婺源たり、厳州の淳安たり、遂安たり。古の黟県の地の今に在る者は、黟たり、祁門たり、広徳軍の広徳たり、建平たり。凡そ三郡十県なり。今存する所の者は唐の歙州新安郡の境のみ、漢の新都を復するに非ざるなり。

かつて徽州地方を管轄していた丹陽郡の後身である宣州、いまは厳州を構成する始新・遂安県（淳安・新定県）とは山岳によってもとより隔てられている[4]。第2巻【貢賦】の「叙貢賦」では、

新安、郡為ること万山の間に在り、其の地険陋にして夷らかならず。其の地辟剛（赤く硬い土壌）にして化せず、水は湍悍（川の流れが急激）なりて瀦蓄すること少し。自ら其の郡邑は固より已に山を践み城を為す、四郊都鄙に至りては則ち又た知るべし。大山の落つ所、深谷の窮る所なり。

民の其の間に田る者は層累して上り、指十もて級を数えども一畝を為す能わず、快牛剡耜も其の間を旋(めぐ)るを得ず、刀耕して之に火種す。十日雨(あめ)ふらざれば則ち天を卬(あお)ぎて呼ばわり、一たび雨に遇わば、沢山の水暴出し、則ち糞壊れ禾と与に蕩然として一空す。蓋し地の民に力るを勤む者は此くの如し。

宣・饒の田は彌望数百畝、民相い与に之に秔稌し、歳纔(わず)かに一芸するのみ、時雨既に至れば、禾稗相い依りて以て長じ、而して其の人もまた終歳飽食し、其の力を究むるを待たず。

とあり、徽州が山々に囲まれていて農耕に不利であり、肥沃な平野の広がる近隣の宣州や饒州のように恵まれておらず、棚田の造成など住民に労苦を強いる土地柄であることが強調されている。

これら山に関する個別的なテクストは県ごとに配列されている。

(a)「烏聊山　県の西北三百五十歩に在り、高さ二十八仞、周八里なり。漢・建安の乱、

歙人毛甘　万戸を以て此の山に屯し、呉の将賀斉の破る所と為る。因りて新都郡を置く。隋末、越国公起兵し、また此に屯す。」（第3巻【歙県】山阜）

(b)「飛布山　県の北二十里在り……旧名主簿山、『新安記』に云く、昔寇乱に因り、県の主簿百姓を率い此の山に保つ、金を獲る、と。天宝六年（747）六月十七日、勅して改めて飛布山と為す。旧（もと）廟有りて甚だ霊（あらたか）なり。建中末（783年頃）、旱に祷るも雨（あめ）ふらず、刺史劉公その廟を徹す。人夜に暴風雨の西去するに人馬の声の如きを聞くもの有り、継いで夢あり神之に告げて曰く、吾まさに霊山に寄らんとす、と。」（第3巻【歙県】山阜）

(c)「此の地、初に入るや険陿なれども、其の中は夷らかにして広く、傍に簸箕山を連ぬ。山上に昔人の屯聚せる遺迹有り、壊垣廃瓦、百家を数うべし。其の東披山の上もまた然り。相い伝うるに、黄巣乱せし時（875～884年）、民相い与に此に保つ、と。其の称して漢洞と為す者は、当（まさ）に是れ漢末已に嘗て保聚すること烏聊・林歴山の類の如かるべし。」（第3巻【歙県】僧寺・漢洞院）

(d)「大連山　西北百二十里に在り、高さ四百仞、周九十里。昔寇乱に因り、郷人相い与に此に保聚す。」（第5巻【婺源】山阜）

(e)「林歴山また名づくるに頂游山。県西南十里に在り、高さ三百仞、周三十里。漢末、陳僕・祖山の屯する所なり。」（第5巻【黟県】山阜）

(f)「僕城里　林歴山の下に在り、陳僕の屯する所を以て名と為す。俗に説く、社の日毎、僕則ち人をして酒肉を掠めしむ、村人之に苦しみ、遂に社の明日を以て社と為す、今に至るも猶お然り、と。」（第5巻【黟県】古跡）

ここで列挙したように山をめぐる逸話のなかには、時期年代の不明なものもあるが(b)(d)、山とは徽州と他の地域とを明確に区分する存在であり、群雄や盗賊の巣窟、軍事的要衝(a)(e)(f)であるとともに、住民が他州へ流浪することなく戦乱をしのぐことを可能にする場(b)(c)(d)でもあったというイメージを示しているものがある。非常時に人々は山岳部に移り避難生活を送るが、それはあくまで一時的なもので、やがて元の住所に戻るということが繰り返されるのである。『新安志』では奥地にひっそりと暮らす潜氏村（第1巻）や樵貴谷（第5巻）の逸話が紹介されているが[5]、これはそうした常態を強調する効果を上げているように思われる。しかも、平地とは大きく異なる自然環境にある山々は、神仙など神秘的な逸話の舞台(b)でもあり歴史テクストとは別の意味体系を形成する象徴としても機能している。他方、歴史イメージにおいては、後漢末・建安年間における毛甘・陳僕、隋末・大業年間における越国公（汪華）など、王朝交替の混乱に乗じた武装勢力が先ずそこに依拠して蜂起し、最後は峻険な山間に立てこもり新興の王朝の差し向けた武将に掃討されるという図式が展開するのである。こうして山岳は王朝の支配が動揺ないし崩壊した時期における歴史的事件の痕跡を遺す場として歴史イメージの形成に寄与しているのである。その詳細については後に触れることとして、山のような不

変の自然物ばかりではなく、人為的に設定される行政区画もまた歴史の推移を認識する上での基軸となっていることを次にみてゆきたい。

(2) 新県と民衆叛乱

そもそも、歙県から始新・新定・黎陽・休陽（のち休寧）の4県が一挙に新設され、これを統括する新都郡（新安郡の前身）が成立したのも、毛甘や陳僕ら在地勢力の制圧を契機としていた。漢に次ぐ長期的な統一体制を確立した唐の時代においても、県が複数新設され、それが重要な出来事として示されている。既存の県から領域・住民を分割して新県を設置する出来事について、『新安志』はどのように記述しているのだろうか。本志を閲覧していくと、本志のテクストはすべて治安の悪化に結びつけていることがわかる。

例えば、婺源県の新設（740年）は、洪真なる者の謀反を契機としたものだという。

雞籠山　県の南九十里に在り。高さ百六十仞、周十五里、形は雞籠の如し。『祥符経』に云く。唐・開元中（713～741年）、異道士卜居するを謀るもの有り。黄山を視て曰く确にして寒し、飛布〔山〕を視て曰く高けれども輔く無し、と。此の山に至りて曰く是れ宜しく葬地と為すべし、高きこと王侯に至るべし、然らざる者は当(まさ)に妖異を致すべし、と。時に県人洪真　之に師事す。道士昼に室中に臥す、真　竊(ひそ)かに状を視るに蛟龍の如し、覚るを候ち遂に辞去す。道士もまた去りて鄱陽に之(ゆ)く。真遂に父の骨を遷して此の山に葬る。真　浙南の回玉郷に居りて、本より方を好み頗る能く小術を以て人を動す。乃ち潜かに起事を謀るや、州　兵を発し数十人を捕殺す、而れども真　竟に獲われず、乃ち回玉郷に即きて婺源県を置き以て之を鎮む。(第4巻【休寧】山阜)

ここでも山が陰謀の舞台となっているけれども、ある男が妖術を操る道士に触発されて蜂起を計画し、それが県成立の発端となったことを記述している点に注目したい。洪真については正史にその名を見出すことはできないし、同県の「沿革」でも簡単な記載のみで成立の経緯や背景については不明である。このテクストは北宋期に中央の指示で編纂された『祥符図経』に依拠し、唐代中央の地誌が「妖賊洪氏」としている洪真が「県人」であること[6]、当局に摘発されたのがわずか「数十人」と謀反にしては規模が小さいことを伝えている。県を新設する必然性についてなお判然としない点もあるが、山岳を介した地方志独自の歴史イメージを展開していることが見出されよう。

そして、しばらくすると方清の乱（765～766年）が生じ、その平定後、休寧県を分割して帰徳県（770年まで）、祁門県の二県が設置（766年）されることになる

廃北野県　北のかた三十五里に在り、唐・永徽五年（654）、歙県の二郷を分かちて置く。大暦五年に廃す。

廃帰徳県　西南五十里に在り。唐・永泰元年（765）、方清　州を陥るや、県人八郷

の地を割き、此の山に保つ。賊平げらるるや、請に因り県を置く。大暦五年（770）に廃す。（第3巻【歙県】古跡）

休寧は望県、本は漢の歙県の西郷なり、呉　新都郡を置くに、析き以て県と為す。…開元二十八年（740）、休寧を析き婺源県を置く……永泰元年（765）、盗方清　州を陥るや、州民盗を拒み、県の山険に保つ。二年、賊平げらるるや、また析きて帰徳県を置く、大暦四年（769）、帰徳県を省く。（第4巻【休寧】沿革）

これら『新安志』の記事によると、方清は州（当時の名称は歙州）の官府のある中心都市を攻略するほどの勢力であったけれども、住民達は「賊」「盗」と表記されるその軍門には下らず山岳部にこもり抵抗したことが述べられている。この帰徳県はすぐに廃されるが、その後も存続していく祁門県についても同様な記述がある。

祁門は望県、本は黟県の地なり、県の西南に両（ふた）つ巨石有り、渓を夾み相対し、閶門と号す、而して東北に涌流有り、左右に雲峰削成し、其の中は平坦なりて、周回数頃なり。唐・永泰元年（765）、土人方清乱を作すや〈『新唐書』に云く、蘇州亳土人、方清歳凶に因りて盗と為り、黟歙の間に依り、東南圧苦す、李光弼に詔して兵を分ち之を討平す、と。或いは云く、亳土人と。或いは云く、蘇州豪土（士）と。みな誤りなり〉、屯石埭城し、因りて榷（かり）に閶門県を立て、以て之を守る。明年に至り方清を平ぐるや、其の墨に因りて黟県の六郷及び饒州浮梁県の地を析き、置いて以て県と為し、祁山・閶門を合せ之を名づけて「祁門」と曰う。唐に在りては中下県と為り、本朝は望と為る。（第4巻【祁門】沿革）

方清の側でも隘路しか通らない地区に拠点を構え、平定後、その跡地に県城を建設したという。ここで方清は「土人」と表記されているが、正史などを参照すると地元出身者ではなく外部から徽州の安寧に脅威を及ぼした人物なのである[7]。『新安志』では住民側が国家と協調して抵抗した図式を示しているが、その後に置かれたテクストでは、住民側の指導者である呉仁歓が祁門県の初代長官として任命されたことを伝えている。

呉長史祠堂　県の東三里に在り。唐の呉仁歓、始めて以て県を置く者に因るなり。（第4巻【祁門】祠廟）

呉仁歓　県人なり。方清の乱、仁歓衆を率い賊を破る。刺史公孫綽その事を上り、代宗之を嘉し、祁門県を置くに因り、仁歓に朝散大夫・石州刺史を授け、金紫を賜わり、旋（つ）いで本県の令を拝す、没するや県の西二十里に葬る。（第4巻【祁門】賢宰）

祁門県の祭祀施設である廟の項目において、直接には呉仁歓が祭祀の対象とされていることを記すのみであるが、その後、県の長官2名を顕彰する伝記部分で再度取り上げられており、同県成立の歴史イメージと結びつくテクスト配列となっていることが明らかである。なお、この時期には宣州からの王万敵の侵攻もあり（766年）、その平定後に績渓県が設置され、ここに恒久的な構成県すべてが成立することになる。

績渓は望県、……永泰二年（766）、宣州旌徳県の王万敵入寇し、其の居人を脅（おど）す。

賊平げらるるや県を置く。(第5巻【績渓】沿革)

王万敵なる首謀者の名前は正史では確認できない。これまでに検討してきたように、『新安志』では反乱という政治的事件と対応するかたちで既存の県から新県が分離するという図式で一貫しており、その姿勢は中央の地誌と較べるとより明白である。郡の領域が拡張することなく既存の県が分割され、それらの県が羅願の時代にも存続していたのであるが、これは官僚統治の安定だけでなく地域秩序の安定も示唆しているのであろう。というのも、上記のとおり県が揃って以来、北宋末期の方臘の乱に巻き込まれて「徽州」と改称されるまで、王朝の統治に挑戦するような騒乱事件が記されなくなるからである。

このように『新安志』では特定の動機に従ってテクストが取捨・配列されているのであり、それゆえに、当地に起きた全ての争乱を網羅しているとは限らないのである[8]。例えば、先に引用した巻3【歙県】古跡「廃北野県」「廃帰徳県」について、『新安志』でも参照されている宋本『太平寰宇記』をみると、

廃北野城　県の北三十五里に在り、永徽五年(654)、睦州清渓県の女子陳碩真乱を作し、而して県人蒋宝　兵を挙げ之に応ず。事平げらるるや、遂に合五山の上に置き以て之を鎮む。大暦五年(770)に至りて廃す。

廃帰徳県　郡の西南五十里に在り。永泰元年(765)、草賊方清郡城を陥る、而れども県人自ら八郷の地に割拠し、此の山に保ち、賊に属(つづ)かず。賊平げらるるや、請に因り県を置く。大暦五年に廃す。(巻104江南西道二・歙州歙県)

とあり、北野県もまた叛乱を契機に、治安確保の観点から設置されていたことが判明する。唐代の653年、隣接する睦州清渓県で「文佳皇帝」と称する陳碩真(女性)の乱が起こり、当地に侵攻してきた事件は『資治通鑑』など史書に記載されている[9]。後述するように羅願はかかる史書を参照していたし、『太平寰宇記』では徽州地方でも叛乱に同調する動きがあったことを人名を挙げて明記しているにもかかわらず、『新安志』ではどこにも言及されていない。『太平寰宇記』では「廃北野城」と「廃帰徳県」の記事は並置されており、叛乱の加担者・抵抗者としての住民の対照的な動向が一目瞭然となっている。しかし、『新安志』では前者における叛乱の事実そのものが排除されているのである。その背景としては、陳碩真の乱の場合、蒋宝なる地元の人間が外来の侵略者に付和雷同した点が首謀者であったり抵抗したりした他の事例と決定的に異なっており、それが忌避されたのかもしれない。いずれにせよ、これは明らかに羅願の意図によるものであって、中央の地誌と地方志の性格の違いを端的に示しているといえよう。

(3) 方臘の乱とイメージ操作

方臘の乱(1120年10月～21年4月、呼応勢力の平定は22年3月)は、金の侵入による戦火を被らなかった徽州にとって北宋と南宋の狭間に位置する、羅願にとっても生々

しい近時の大事件であったとみられる。方臘は陳碩真と同じく睦州青溪県（乱の後、厳州淳安県と改称）の出身で、その隊伍は西方の歙州（徽州に改称）にも侵入し州城を陥落させており（1120年12月19日）[10]、『新安志』の自序に述べられているように『祥符図経』も焼失するなど、当地の社会は大きな損失を被った。これについて羅願はどのような認識をもち、『新安志』のテクストにどのような特色をもたらしているのだろうか。

『新安志』の第1巻【州郡】「治所」では、州郡の中心となる治所について、その移転の沿革を記しているが、その大部分を占め、まとまったテクストをなすのは以下の記事である。

> 宣和三年（1121）、睦寇方臘すでに平げらるるや、部使者その城を溪の北三里に遷さんとす。民以て便と為さず。事聞（報告）し、たまたま盧宗原を除して守と為すに、詔有りて徐閎中と同に相度せしむ。宗原以為（おも）えらく。
>
> 新城は地形正ならず、周は四里有余なり。北のかたはみな重山なりて、纔かに能く三門を為す。溪を距つこと数里、茶塩の載御は便ならず。瀕澗卑湿なりて、塁を為すも善く崩れ、山を截ち囲築するも、外高く内庳く、城中を瞰臨せらる。また濠塹無く、以て固と為すに足らず。之に内らば則ち頑石岡隴その半ばを虚占し、崚嶒峻仄にして以て居止を建つべからず、余はみな荒草砂礫の地なりて、夏秋に山水暴出して城内に灌注し、雨雪あらば則ち停潦して泥と為り、塩米断絶す。また頑石あり井を為すべからず、土井六七あるも味悪く濁り易し、谿に汲まば則ち人以て苦と為す。民その故を以て願わず。
>
> 旧城は山下の平原に拠り、大勢端正なりて、周は七里三十歩。左に長溪有り、春冬は水面二十丈、夏秋は濶きこと一里許なり、湍流百尺あり、城の西南を循りて下り、載卸に便なり。その右は則ち山に倚りて城を為し、また深溪に臨み、城の東北を繞みて踰越すべからず。市はみな甓甃なり、民居寛広にして、井泉は千所に且し。尚はただ城壁全からざる故を以て守る能わず、今もし故基に因りて修築せば、険固と為すに足らん。此を以て民還るを情願す。
>
> 旨を得て旧城を以て州と為し、新城を以て歙県と為し、且つ漸を以て修築せしむ。而して新城もまた卒に県と為さず、今も民間なお新州と号す。宗原、旧州を城き畢りたる明年八月、士民と与に旧州に復帰す。

その大要は、乱によって荒廃した州城の再建が課題となり、移転する案が取りざたされたものの、知州の盧宗原によって元の場所で再建することが要請され、これが朝廷に認められて無事竣工したというものである。ここでは、その正当性の根拠となる移転先（新城）と元の場所（旧城）との立地条件の比較に多く字数が割かれているけれども、趣旨的には、地方官が住民の利便や希望を反映して行動し、それを実現させたということであろう。州城の再建が戦災の復旧を象徴していることは容易に見て取れるが、そこに官民協調のイメージが刷り込まれていることも明白である。

この後、方臘の乱に関するまとまったテクストは、最後の第10巻【雑録】における「人事」にようやく現れる。

睦州青溪県界より歙州に至る路はみな鳥道縈紆、両旁は峭壁なりて、僅かに単車を通すのみ。方臘の乱るや、曾待制出でて守たり、ただ両岸の上に兵を駐め防遏せしむ、来路を下瞰し、蚍蜉の微と雖どもみな数うべく、賊もまた敢て境を犯さず。たまたま宋江京東を擾せば、曾公移りて青社に守たり。兵を掌る者霧毒を以て解くを為し、山谷の間に移屯し、州遂に陥れらる。〈方勺『泊宅編』〉。

方臘の乱るやすでに睦・歙二州を残なう、而れども監司なお実を以て朝に聞せず、ただ知鎮江府毛友のみ節次馳奏す。時の宰相（王黼）応奉の事を主るに方り、而して本路の使者はみな朱勔の客なり。反って其の張皇なるを怒り、即ちに友を罷め宮観と為す、而して虞奕を以て之に代ゆ。友の謝表に「両郡の生霊すでに非命に罹るに、一路の使者なお其れ他無きと謂えり」と曰う有り。〈厳州図経〉。

※〈　〉内は原注。

二つのテクストでは、事態を適切に把握していた知州の曾孝蘊（曾待制）が不意に転任したこと、州の上級機関である監司が中央の権臣朱勔におもねり報告・対応を怠ったことが叛乱の猖獗、徽州への侵入と関連づけられている。ここで指摘すべきは、いずれも徽州当地の文臣官僚の全く与り知らない事情に起因するかのような印象を与えていることである。『新安志』でも注記されている通り、これらのテクストは他の書籍から転載されたものであるが、徽州外部の著者により南宋初期にまとめられたものである[11]。外部の文献のみを用いることで、地元での評価や責任問題の所在に触れずに済ませる展開になっていることがわかる。ところが、『新安志』を離れて他の文献を参照するならば、そのようなイメージは成り立ちにくくなる。

（宣和二年）十二月四日、睦州を陥る。初七日、天章閣待制・歙守曾孝蘊、京東の賊宋江ら青・斉・単・濮の間に出づるを以て、旨有りて移り青社に知たり。一宗室、通判州事たれども守禦に策無く、十三日に又た歙州を陥れらる。

この、羅願が典拠として用いている『泊宅編』下巻（巻5）にあり、後代『青溪寇軌』として単行するようになった文献によると[12]、叛乱軍が徽州に侵攻した際、曾孝蘊が転任したあと州の最高責任者を代行していた通判（次席知事）が無為無策なため防げず州城の陥落したことが述べられている。また、中央編纂の史書では歙州（歙県）に引き続き休寧県が陥落して知県が一時捕虜となり、婺源・績溪・祁門・黟県の官吏がすべて逃亡したことが記録されている[13]。さらに、『新安志』からも曾孝蘊から盧宗原までの間、官軍による制圧後も[14]、人事の定まらない様子が窺え[15]、職務を放棄した知州が更迭される記録も認められるなど[16]、徽州でも防衛や復興における地方官の混乱ぶりが窺えるのである。

そしてさらに、住民と共に州城を再建した盧宗原についても、元朝の編纂した正史『宋

史』（1345年完成）を参照すると、朱勔に迎合して公金を供出するなどし[17]、その一味とみなされ弾劾されているのである[18]。皇帝に取り入るために“花石綱”をはじめた朱勔は江南地方での恣意的な収奪により社会的緊張を高め、方臘が決起する口実をつくり、歴史に悪名を刻まれた人物である。また、各種史料では盧宗原の徽州での事績を見出すことができず[19]、『新安志』のテクストでは正史で垣間見るイメージとは正反対に近い存在となっていることがわかる。つまり、『新安志』では方臘の乱における無為無能ぶりや乱の遠因となった苛斂誅求といった官僚のマイナス面は、少なくとも徽州の側から注意深く排除されており、ほのめかされてさえいない反面、はじめに州城の再建を掲げ、官民の関係に亀裂など生じていないことが示されているわけである。

さらに、第10巻では先の「人事」の後に、ある家族についての逸話が紹介されている。両親と分かれて避難した娘が山の中で方臘の一味に遭遇し殺害されたのであるが、このテクストでは叛徒の甘言を拒絶する娘の壮烈な言動が伝えられている。

始めて方臘の来寇せし時、歙の県人程叔清の家地を城南に避くるに、女（むすめ）有り年十七なり。

父母計りて曰く「我ら此に処るに、不幸なれば則ち死し、独り此の女のみ。年色まさに盛んなり、万一賊に辱められば、何を以て族党に見えん」と。乃ち呼び謂いて曰く「吾が州の俗尤も淫を以て諱と為す、爾（なんじ）は良家の女なり、足いまだ嘗て閨閫を出ず、賊もし兵（武器）を以て爾を脅さば、まさに奈何せん」と。

女曰く「児あに賊に従う者ならんや。必ずや不可なり。まさに死を以て之を拒むべし」と。親族もまた旁より其の語を審らかにす。女因りて携う所の衣囊を取り負いて以て趨り、且つ執えられ賊を罵る状を為す。

父母喜びて曰く「果たして是くの如くなれば真に吾が女なり。吾聞くならく、兵（戦乱）に死す者、道家の説を用い九幽を醮（まつ）れば則ち能く魂魄を升済す、と。爾慮る勿れ」と。

女笑いて曰く「諾」と。

明日、東塘の山中に散処するに、女たまたま賊の遇う所と為る。賊好んで謂いて曰く「吾爾を以て聖公（方臘）に帰（おく）る。富貴ならざるを憂う毋れ」と。

女曰く「爾輩、天を欺き人を害う。狗彘も之に若ず。何ぞ聖公や」と。

賊脅すに刃を以てして曰く「吾が言に従わずんば必ず若（なんじ）を殺す」と。

女曰く「我官府有るを知る。賊有るを知らず」と。

賊先に其の髻を断ち、益すに好語を以て之を誘う。女且つ唾し且つ罵るや、賊屈すべからざるを知り、刀乱下して其の尸を潰やし乃ち去る。二児旁の大石の下に隠るもの有り、備さに本末を窺見し其の家の為に之を言い、皆な悲喜す。因りて東塘の山中に葬る。

〔羅〕願の兄頌・端規為に伝を作る。（第10巻【雑録】記聞）

これは、叛乱の実相について多くを語らない『新安志』のなかでも人的な犠牲を詳述する唯一のテクストである。その源泉は、両親ならびに周囲の記憶であり、遭難の場面では行動を共にしていて幸い隠れることのできた子供の証言とされている。その主眼は、「女子正潔にして淫佚せず、饑の歳と雖ども妻子を鬻がず」（第1巻【州郡】風俗）と表明されるような、当地における女性の貞節、とりわけ「良家」と称されるような士大夫とそれに準ずる層の家族成員としての行動様式の明示化なのであろう。その模範として描かれている、程氏の娘のような人物は「烈女」として地方志では類型的に掲載されている。しかし、このテクストはそれだけにとどまらない意味を賦与されていると考えられる。注目すべきは、傍点で示した、凶器を突きつけられた女子の発したとされることばであろう。最後に触れているように、本テクストは羅願の兄の執筆した伝記に由来するとみられるが、この本来は単独のテクストも、地方志である『新安志』に配置されることで、危機に際して十分対応できず失墜の可能性もあった地方官の権威を護持する言説として、先のテクストと呼応する効果を上げているのである。

以上により、『新安志』では、地域全体に大きな衝撃を及ぼしたはずの叛乱について、既存の社会秩序や官僚統治の存続を強調するために、それが大きく動揺した様子を詳細に示すようなテクストはあえて配置しておらず、全体の叙述に重大な影響を及ぼさないようになっていることが了解されよう。

第二章　伝記テクストと正史

「はじめに」でも触れたとおり、『新安志』は後半部分になるとバイオグラフィーが主体となる。第6、7巻は地元出身の名士を扱う【先達】であり、第8巻には科挙合格者のリスト【進士題名】の後に【義民】【仙釈】が設けられ、民間の特異な人物に関する伝記テクストが配置されている。そして、第9巻【牧守】には、徽州地方の行政を統括した歴代の地方長官（都尉、太守、刺史、知州軍事）のなかで特筆に値する人物についての伝が時間軸に沿って配列されており、人物を通じて徽州の歴史が中国全体の流れと連動し重層化している様をみせている。

二巻に及ぶ【先達】では総計41名のうち36名を宋代が占めている。一方、【牧守】の内訳は宋代以前が64名[20]、宋代が65名であるが、方臘の乱後の盧宗原から『新安志』完成時の趙不悔までの36名については姓名・任期・職階など最小限の記録のみで[21]、それ以前の北宋の官員についてもテクストは一部にとどまり、第9巻の伝記テクストは宋代以前を主体としている。

このような差異が生じた背景について考察してみると、資料的には編者の同時代である宋代のほうが質量とも最も豊富であったはずであり、事実、同郷人を扱う【先達】では、正史が成立する前段階で独自に伝記が執筆されている。したがって、宋代の地方官

について積極的に伝記を掲載しないのは、資料的な制約によるものというより、むしろ同時代であることで配慮を加える必要性の強かったことが考えられよう。先に検討した方臘の乱をめぐる叙述でも示唆されるように、人物や事件をめぐる歴史的な評価が必ずしも確定していない状況は地方志編纂者にとって難問であったと考えられるのである。

さらに、もうひとつの背景として考えられるのは、羅願が次のように述べているように、

> 宣和五年（1123）、進士科を復し、十人を以て額と為す。紹興二十六年（1156）、詔して西北流寓試を罷め、土著に併入す。解額最も少き処を視（くら）べ、参ずるに前榜終場の人数を以てし、率ね百人に一人を解し、而して郡終場の者は千一百有十八人なり。是に於て、稍や解額を増して十二人と為す、而して近歳（ちかごろ）士益ます多く、毋慮二千人と云う。（第8巻「叙進士題名」）

宋代になって主要な官僚登用が科挙制度に移行し、徽州においても合格者の枠が次第に拡大し志願者も増加の一途にあるという状況であり、次のような、全国的人物も輩出されるようになってきたという意識である。

> 新安、程霊洗より節を以て梁・陳間に顕われ、唐及び五代相い継いで人有り。聖宋に迨（およ）び則ち名臣輩出す。夫れ豈に惟だ其の土の賢多きのみならんや、要（かなら）ず当（まさ）に世を以て之を論ずべし。（第6巻「叙先達」）

六朝時代の程霊洗なる人物は当地出身者で初めて正史に立伝された者のようであるが、それは武人としての活躍や忠信によるものであり[22]、文臣として正史に多く立伝されるようになるのは羅願の云うとおり宋代からである[23]。

また、伝記を【先達】と【牧守】とに分けていることについては、同じ王朝に仕える官人であっても、地域の観点では、当地から立身して退休のとき以外は直接地元に関与しない者と外部から赴任して統治に携わる者とは立場が異なるのであり（廻避の制による）、それを反映したものとみることもできる。しかも、地方官は唐宋時代よりも前から存続しており、それを体系的に叙述することは、中国全体で共有される歴史と徽州とを結びつけることになる。【牧守】の場合、その具体的な叙述が始まるのは黟県と歙県が広大な丹陽郡に所属していた漢代ではなく、徽州の直接の前身である新都郡（後に新安郡と改称）が丹陽郡から分離された呉政権からである。

新都郡の設置はまず第1巻冒頭【州郡】「沿革」で述べられているが、その契機となったのは、前章(1)の(a)(e)(f)で示したように呉の武将賀斉による当地の割拠勢力の制圧であり、その詳細を述べる賀斉の伝記テクストは第9巻【牧守】に置かれている。官僚統治の崩壊した王朝末期―それは歴史の大きな節目である、実力者が武装して地方を拠点に自立することは、徽州でも同様にみられたが、これは徽州の在地勢力が登場する最初の事例である。なお、このテクストは3世紀末に成立した正史『三国志』の伝からほとんどそのまま転載したものである[24]。

ところで、『新安志』の第9巻では唐宋以前については、概ね正史を源泉としている。これについて、羅願は逐次注記していないが、当時の読書人にとって歴史的人物について豊富な伝記をもつ正史に取材しているのは自明のことであったのだろう。正史とは正統な歴史叙述であり、古く遡るほど史料の源泉としての希少性が高まり、歴史認識を構築する基礎的な書物だからである。しかしここで特に注意を要するのは、これらの伝記はなによりも『新安志』の意味体系に合致するテクストとして配置されているのであり、原典から一字一句忠実に引用することに重点が置かれているとは限らないことである。

賀斉　字は公苗、会稽山陰の人なり。呉の孫権に仕えて〔…略…〕威武中郎将と為（遷）る。建安十三年〈208〉、丹陽の黟・歙を撃（**討**）たしむ。時に武疆（彊）・葉郷・東陽・豊浦四郷先に降り、斉　葉郷を以て始新県と為すを請う（表言す）。而して歙師（歙**賊**師）金奇の万戸安勤（勒）山に屯し、毛甘の万戸烏聊山に屯し、黟師陳僕・祖山等の二万戸林歴山に屯す。

林歴（山）四面壁立し、高さ数十丈、径路危狭なりて、刀盾（刀楯）を容れず。僕等（**賊**）高きに臨み石を下し、攻むるを得べからず。軍住（とど）まりて日を経、将吏之を患う。斉　身ら出でて周行し、親ら形便を観（形便を観視し）、陰かに径（軽）捷の士を募り、鉄弋を作り（作るを為し）、密かに隠険なりて備えざる処に（隠険なりて**賊**の備えざる所の処に）、戈を以て〔山を〕拓き塹（斬）り縁道を為し、夜に潜かに上らしめ、乃ち多く布を垂らし（縣け）以て下の人に授け、上るを得る者百数〔人〕、四面に流布し、倶に鼓角を鳴らし、斉　兵を勒し之を待つ。僕等（**賊**）夜に鼓声四合するを聞き、〔大〕軍悉くすでに上るを得ると謂い、驚擾（驚懼惑乱）して為す所を知らず、守険（守路備険）する者みな走還し〔衆に依る〕、（大）軍是に由（因）り上るを得、大いに僕等を破り、其の余はみな降る〔**凡そ斬首すること七千**〕。

斉　復た歙を分かちて新定・黎陽・休陽と為すを表す。黟・歙を并せて凡そ五（六）県、権〈孫権〉遂に割きて新都郡を為し、斉を太守と為し、府を始新に立て、偏将軍を加う。

〔…略…〕十六年、命を被り行在（所在）に詣り、郡に還るに当るに及んで、権〈孫権〉出でて祖道し、楽を作し象を舞わしめ、斉に輧車・駿馬を賜い、〔坐を罷め〕駕に住かしめ、斉をして車に就かしむ。斉謝（辞）して敢てせず、権左右をして上車するを扶けしめ（斉を扶け上車せしめ）、吏卒兵騎をして導引せしむるに（吏卒兵騎をして導かしむるに）郡に在るの儀の如くす。権之を望み笑いて曰く「人まさに努力すべし、積功（積行）累勤するに非ざれば、此得べからざるなり」と。去ること百余歩にして乃ち旋（めぐ）らす。〔……後略〕（第9巻【牧守】呉太守都尉）

※（　）内は『三国志』との異同、〔　〕内は『新安志』における省略、＿＿線は加筆を示す。

この記事を『三国志』巻60呉書15／賀全呂周鍾離伝と対照すると[25]、正史では当地

に割拠している金奇、毛甘、陳僕、祖山の勢力を「歙の賊師」と表記しているのに、『新安志』では削除しているし、そのうち陳僕について「凡斬首七千」とあるのを略し、徹底的に打ち破られた事実をあいまいにしていることが看取される。これは羅願の参照した『三国志』の版本がそうなっていたからではなく、明らかに彼の手によるものであろう[26]。正史の記述を踏まえれば、配下の大部分が処刑されている陳僕は賀斉に誅殺された可能性が高いように思われるが、『新安志』では、このテクストに先行する部分で「漢・建安の乱に及び、県人陳僕・祖山二万戸を以て林歴に屯するや、呉賀斉をして之を攻めしめ、僅かに免る。遂に歙を以て五県に分け、黟と与に六と為し、新都郡を置く」（第5巻【黟県】沿革）などと述べるなど、生き長らえたかのような印象を与えているのである。

このように羅願が表記を変更しているのは、方臘のごとく外部から侵入して戦災をもたらす者と区別し、さらに地元の者が邪な野心から平時に蜂起した場合も「賊」「盗」と記述し、あるいは存在自体を削除することで[27]、正統な王朝の統治が崩壊した状況下、地域出身の剛勇が住民の側に立つ場合は正当な秩序の保持者であることを示そうとしているからではないだろうか。そして、正統な中国文化の担い手を自負する士大夫として、賀斉のような、王朝側のしかも一定の評価を受けた人物が徽州の過去に大きく関与した事実を捨象することはできないし、かといって正史の文面にある対極的なかたちで地元の人物を捉えることのできない、地方志編纂者の立場がわずかな語句に改変を施した上で転載するといった手法を選択させたのではないだろうか。

なおこの事件の後、この地方は呉から陳にいたる六つの王朝の統治を経て、隋による短期間の統一が崩壊した際に再び群雄が登場することになる。最後に、この人物をめぐるテクストを検討することで、羅願が『新安志』においてより巧妙に正史のテクストを徽州に即した歴史像に整合させていることを確認していきたい。

第三章　テクストの操作と歴史的人物像の形成

さて、本章にて検討する事例は唐代に属するものであり、時期的に近く正史以外にも資料はより多様になっており、それだけにただテクストを転載すればよいというわけにはいかず、よりテクストとその解釈操作が錯綜したものとなっている。この時代に関する正史である『旧唐書』は五代の945年に完成し、唐朝自身が編纂していた国史や実録などを史料としており唐代前半について史学的価値が高く、『史記』以来の通史で編年体を採用した『資治通鑑』（1084年完成）の唐代部分もこれに依拠している。もうひとつの正史『新唐書』は北宋の1060年に完成し、唐代後半に関しては新出史料が反映されるといった特色がある。この三種の史書は宋代の知識人にとって唐代の歴史を知る上で根本的なものであり、地方在住の羅願もまた参照していたのである。

王雄誕は、隋末期の戦乱の際に徽州を中心に十年間にわたり「呉王」として勢力を振るった汪華を下して当地を唐朝の支配下に組み入れた立役者である。王雄誕について『新安志』は次のような伝記を掲載している（便宜上、段に分けて番号を付す）。

［Ⅰ］ 王雄誕、曹州は済陰の人なり。杜伏威の養子にして、少くして彊果、膂力絶人なり、伏威の起つるや、其の計を用いて戦い多く克つ。唐武徳二年（619）、伏威納款す。四年、雄誕をして李子通を杭州に討たしむるに、之を擒え以て献ず。

［Ⅱ］ 是より先、歙州の汪華　黟・歙に拠りて王と称すること十余年。雄誕　軍を還し之を撃つや、華　之を新安洞口に拒み、甲兵甚だ鋭し。雄誕　精兵を山谷に伏せ、羸弱なるもの数千を率〔**帥**〕いて其の陳を犯す。戦いて纔かに合するや、勝えざるを陽り、営に還走〔**走還**〕す。華　之に進攻するも、克つ能わず、たまたま日暮れ引還せるも、伏兵すでに其の洞口に拠り、華　入るを得ず、乃ち〔**窘迫し**〕降るを請う。〔…**中略**…〕是に於て、伏威　尽く淮南・江南〔**江東**〕の地を有ち、南のかた嶺に至り、東のかた海を距つ。雄誕　功を以て歙州総管に除せられ、爵宜春郡公を賜わる。

［Ⅲ］ 伏威入朝し、兵を以て雄誕に属ぬ。輔公祏　まさに反かんとし、詐を以て其の兵を奪い、人をして計を諭らしむ、雄誕　従わざるを誼しとし、公祏　之を殺す。

［Ⅳ］ 雄誕　人を愛し、善く士を撫し、能く下の死力を致す、城邑を破る毎に、衆を整え山立せしめ、絲毫も犯す無し、死するの日、江南の士庶為に流涕す。（第９巻【牧守】唐・王雄誕）

冒頭の人物特徴に関する記述［Ⅰ］は新旧両唐書の列伝に共通するものである。そして、徽州での戦いを扱う［Ⅱ］の部分は『資治通鑑』巻189唐紀５／高祖武徳４年（621）11月中の記事を転載したものであり、〔 〕内の**ゴチック体**で示されるようにあまり異同のないことがわかる。『資治通鑑』には「甲兵甚鋭」という両唐書にない汪華側の精強ぶりを表す語句が挿入されていることが見出される。そして戦後、王雄誕が謀反に抗して非業の最期を遂げ江南地方の人々に哀惜されたとの［Ⅳ］は『新唐書』列伝の当該箇所をそのまま利用しているが、これは神として崇拝されるようになった汪華こと「越国公」（初出は第１巻「州郡沿革」）との差異を際立たせている。つまり、正統な史書の内容を組み合わせて構成されたこの伝記は実のところ本人の叙述だけに終始していないのであって、一方の人物である汪華について配慮されたテクストに改変されていることが看取されるのである。なぜならば、『新安志』において汪華は徽州全体の歴史イメージの形成上重要な存在として位置づけられているからである。

汪華について典拠となった史書の原文をみると、『新唐書』では「賊」（巻92）[28]、『旧唐書』では「首領」（巻56）[29]、『資治通鑑』（巻189、武徳４年９月）でも「賊」と表記されているし、完敗を喫した汪華が降伏する際、両唐書では「窘急面縛而降」（『旧唐書』巻56）「遽面縛降」（『新唐書』巻92）として、背中に両手を回して勝者の前に出るとい

う完全に屈服させられた印象であり、先に唐に帰服した武将に討伐されるという唐朝の全国統一過程の一齣となっている。ところが、『新安志』では唐初期に徽州の統治者（歙州総管）となった王雄誕の伝記をかかる正史の列伝から転載しているけれども、両者を対照すると、「賊」の文字を取り去り、降参の場面では『資治通鑑』が「窘迫請降」としているのを受けてか「華不得入、乃請降」とするなど、わずかな変更とはいえ、両者の戦闘を一方的な官軍（勝者）対賊軍（敗者）の図式とならないよう手を加えていることが明白である。むろん、これは汪華に対するイメージとしてふさわしくないからであり、汪華についてのテクストは王雄誕の伝記に先立ち『新安志』の別の箇所にも配置されており、それらと対応するようになっているからである。

具体例を挙げると、『新安志』本文の冒頭となる第1巻【州郡】「沿革」では、当地の歴代の支配者として正統王朝と地方政権が列挙されている中に「越国公」として登場するし、同じく第1巻【州郡】の「姓氏」では、徽州の基層をなす黟・歙県における最大の名族とされる汪氏の起源を取り上げ、諸説紹介しつつも、当地の汪氏の多くがその末裔と意識し歴史的にも最も確実に遡ることができる人物とされている。さらに、第6、7巻【先達】と第8巻【進士題名】へと進むと、汪姓の人物がそれなりに現れるようになり、羅願の属する宋代において士大夫を輩出する名門のイメージとも結びつくようになっているのである。

そして、なにより注目すべきは、汪華はその死後「新安の神」としてその筆頭に挙げられる祭祀対象となっており、自称であった「呉王」ではなく唐朝が授与した「越国公」として尊称されており、地方官が汪華を祀る廟宇の整備に乗り出すこともあったことである。他方、これより前の第1巻【州郡】「祠廟」の記事において、既に地元出身の汪華の活動が住民に支持されていたこと、地域の安寧を保全し、正統な王朝が樹立されるのを待ってその権力を自発的に国家に奉還した節度、その死後は神として徽州全体に霊験を施し官民双方から尊崇され続けていることが述べられている。以下、そのテクストを検討しよう（便宜上、段に分けて番号を付す）。

①新安の神、諱は華、姓汪氏、績溪の人なり。隋将宝歓の従子にして、少(わか)くして勇侠を以て聞ゆ。大業の乱に、土豪を以て郡の募るに応じ、婺源の寇を平げて功有り。尋いで衆の推す所と為り、郡境を保拠す。時に四方割拠し、号を建つる者衆し。乃ち稍(ようや)く兵を以て旁郡を取り、并せて宣・杭・睦・婺・饒五州を有ち、帯甲十万あり、「呉王」と建号す。政を為すこと明信なり、遠近愛慕し、部内頼り以て安全なること凡そ十余年。唐の武徳四年（621）、以て土地兵民を籍し、使をして唐に納款せしむ。

②高祖、之を嘉して制に曰く「汪某　往（過去）は離乱に因りて州郷を保拠し、一隅を鎮静し、以て寧晏を待ち、機を識り化を慕い、遠送せる款誠（忠誠心）、宜しく褒寵に従い、授くるに方牧を以てすべし。節を持して総管歙・宣・杭・睦・婺・饒

等六州諸軍事・歙州刺史・上柱国たらしめ、越国公に封じ、食邑三千戸たるべし」と。

③七年、京師に朝す。正（貞）観二年（628）、左衛白渠府統軍事を授けられ、禁兵を参掌す。十七年、忠武将軍・行右〔衛〕積福府折衝都尉に改めらる。太宗遼東を征つや、九宮留守と為る。還るに比び其の忠勤を称せらる。二十二年（648）三月三日、長安にて薨ず。

④永徽中（650～655年）、歙県北のかた七里の雲郎山に帰葬す。郡人思慕して祠を刺史宅の西偏に立つ。大暦中（766～779年）、烏聊山に遷し、「越国公汪王神」と号す。唐の刺史薛邕・范伝正より相い継いで増葺す。他の県もまた処処に祠有り。

⑤国朝東封し群祀に秩するに及び、郡人の方演知州事たるに、唐の賜う所の『誥命』を上りて奏請を為し「霊恵公」に追封せらる。政和四年三月（1114）、廟号「忠顕」を賜わる。七年十二月、「英済王」に封ぜらる。宣和四年（1122）、陰に睦寇（方臘の乱）を平らぐを相くるを以て「顕霊」を加へ、隆興二年（1164）閏十一月、能く災厲を禦ぐを以て「信順」を加う。乾道四年（1168）三月、「信順顕霊英済広恵王」を進封せらる。（第1巻【州郡】祠廟）

①では隋末の混乱期、汪華が衆に推されて「呉王」となり、徽州だけでなく周辺地域も勢力下において十万もの兵力（帯甲）を擁し、唐朝が勃興すると自発的に帰順し官爵を与えられたことが述べられている。ところが、史書には汪華が十年間自立していたことはともかく、その勢力については『資治通鑑』に「衆一万」とあるだけであり、さらに11月の王雄誕との戦闘に入る前の9月、汪華が「歙州総管」に任じられたとの記事により[30]、唐朝により汪華はその地位を安堵されることにはなっていたものの、ほどなく開戦したことがわかるし、両唐書では王雄誕が汪華を打ち破り降伏させた功績などにより同名の「歙州総管」を拝受したことが明記されている。ともあれ、これら中央で編纂された史書を普通に読む限り、汪華は唐朝に完全に帰服せず最終的には武力で平定された「賊」の「首領」、当時いたるところにいた「王」と自称する群雄とさほど変わらない存在なのである[31]。

それでも、羅願は②にて唐の高祖が汪華に下した「制」を引用し、つづく③で太宗の貞観年間における官位・事績や都の長安で死去したことを述べる。しかも、このテクストの本文では王雄誕との戦闘について触れていないものの、注記を設けて戦闘は王雄誕とその主将である杜伏威の独断で生じものだと説明している[32]。つまり『新安志』によれば、汪華もまた唐朝の忠実な臣下として生涯を全うした人物であり、正史にこそ伝を立てられていないものの、ある意味では、地方で謀反に倒れた王雄誕よりも大成したと目されるのである。とはいえ、③については上記三種の史書では確認できないし、汪華が「歙州総管」の座を失ってから入朝するまでの3年間が空白となっていることも気になる点である。もっとも②に関しては、清代に編纂された『全唐文』巻1には高祖が汪華の帰順を褒め称え官爵を授ける「封汪華越国公制」が収録されている。その内容は『新

安志』における当該箇所（②高祖嘉之制曰で挿入されている）とほぼ同一であり、羅願は初唐の名臣李百薬ないし顔師古の手になると推測し真正なものとしている[33]。

ところで、中村裕一氏は「歙州総管汪華に関する石刻文書」にて[34]、『北京図書館蔵中国歴代石刻拓本匯編』収録の(ア)「奉籍帰唐表」(イ)「唐高祖封越国公誥」(ウ)「左衛白渠府統軍誥」と題する石刻文書を紹介されている。氏の検証により、これらのテクストが偽作ではないものの純正の唐代文書ではなく、起草者も李百薬・顔師古ではないことが明らかにされている。氏によれば、『全唐文』の典拠は『新安志』である。例えば、汪華に下された「制」は汪台符撰「歙州重建汪王廟記」(902年）でも引用されているが（986年完成の『文苑英華』巻813収録）[35]、「歙州刺史」より後の官位爵号を割愛しているので、羅願が汪台符の「廟記」以外に「制」を参照していたことが明白だからである。つまり、⑤で言及される「誥命」すなわち注記のいう「唐告」こそが②③の源泉なのである。

⑤によれば、この文献は真宗が泰山に行幸して“封禅の儀”を挙行した時期、方演（本志第9巻によれば大中祥符2年〈1009〉在任）という知事が朝廷に廟号を申請した際に提出されたものであるが、これに対応する中央の記録があるので宋代に実在したことは確かである[36]。ここで宋朝に提出された「誥」は二通であり(イ)(ウ)に相当するものと考えられる。ただし中村氏によれば、「誥」の文字は宋代以降に使用されるものであり、本来「詔」であったものが後人により改変されたものである。その上で(イ)(ウ)について注目すべきは、皇帝の命令や意志を表示下達する公文書ということである。この場合、地方官が祠廟の国家的認証のために、廟神となった汪華の経歴や霊験について上奏し、朝廷がその内容を認めた証として「霊恵公」と加封してもらったのであるから[37]、(イ)(ウ)が唐朝から下された真正の文書ならば、汪華の帰順後の経歴は国家に正式に任命された客観的なものであり、これを宋朝が受理して廟額を下賜したという事実もまたその真正さが再び確認されたとみなされるのである。羅願が『新安志』でその存在に言及しているのは、まさにこの点を強調することにあるといえよう[38]。

汪華をめぐっては、上記以外にも北宋後半の胡伸撰「唐越国汪公華行状」が存在し（『新安文献志』巻61収録）、年少から挙兵・自立・帰順にかけての言動、唐朝における官位・事績、先祖、母親、一族、配下などの名前に至るまで事細かに記している。汪台符の「歙州重建汪王廟記」は唐代の官民による廟の崇拝や振興に関して『新安志』の④の部分よりも詳しく、羅願に参照されたとみられるが、汪華の都での事績については全く記載していないので、③について羅願は(ア)に加え(ウ)も収録する胡伸の「行状」を参照した可能性が高い。これら「誥」「廟記」「行状」は祠廟の来歴由緒に深く関わる文献であるから、何らかのかたちで廟内に収蔵されていたはずであり[39]、歙県在住の羅願には直接参照することのできるテクストであったと考えられる[40]。

さて、紹聖5年（1098）に科挙に合格した胡伸による「行状」の作成年代は不明であるが、「章聖（真宗）東封するに及び、始めて国朝の祀典に載せらる。其の後褒爵益ま

す崇ばれ、事有司に具わる。独り公の起つ所の始末を取り後世に伝えんとし、謹みて状す」との趣旨からみて、おそらく北宋末期の政和4年3月（1114）に廟額が下賜され、公式に「忠顕廟」と呼ばれるようになった頃ではないかと思われる（⑤参照）。胡伸は芝居がかった汪華たちのことばも交えつつ逸話をつらねてその人物像を活写し、生年月日や成人時の身長まで挙げて伝記として万全を期している。その一節に、

> 属（たまたま）婺源の寇起り、州　押衙の董平をして之を討たしむるに、戦い利せず、郡将張公　土豪の膽気有る者を募り之を禦がしめんとす。公（汪華）走りて応募し、即日に兵を部し上道し、直ちに賊営を擣く……宣守（宣州の統治者）面縛し降るを請うに、公釈（ゆる）して問わず、因りて其の民を撫定し、其の精鋭を選び以て帰る。既にして杭・睦・婺・饒等の四州相い継いでみな下り、公六州を奄有し、帯甲十万、威令益ます隆し。
>
> 諸将公に謂いて曰く「今や中原分乱し、大衆すでに集れり、若し但だ刺史統軍の号を以て之に臨まば、復た恐らく瓦解せん。天与えて取らざるは、古人の戒む所なり、公宜しく王号を建つべし」と。公辞すること再三、乃ち斎戒し日を択び、呉国を建て、王を称す。

とあり、婺源方面の賊討伐と兵力規模や勢力範囲など①の部分と対応しており、『新安志』テクストの源泉であったことが窺える。とはいえ、次のような部分をもつ「行状」は、第三者にはそのまま受け入れがたいテクストであるともいえる。

> 時に杜伏威　丹陽に拠り、「行台」と自称す。十一月、王雄誕に命じ饒・洪の兵万余人を以て来侵せしむ。公（汪華）天宝らをして之を撃たしむ。天宝　鉄盾を作らしめ重さ百二十斤なり、左に之を執り以て敵を冲くや、伏威大敗し、死者半を過ぐ。天宝　八十人と与に之を追うや、賊　軍を還して合戦し、天宝の勢蹙（せま）る。因りて奮勢し巨石を越るや、践む所迹を成す、賊軍驚異し、乃ち退き、郡境以て寧んず。伏威入朝するに及び、其の長史輔公祏　王雄誕の兵を奪い以て叛き、位号を偽建す。公兵を引いて之を討ち、旗幟江を蔽いて下るや、公祏懼れ、武康に退保し、丹陽遂に平らぐ。公　振旅して還り、兵民をしておのおの其の業に復せしめ、明年遂に京師に朝す。

ここでは杜伏威と王雄誕を完膚無きまでに撃破した上に、反逆者の輔公祏を討伐したことまで汪華の功績としている。たしかに汪華の軍勢は『資治通鑑』が一言触れるように「甲兵甚鋭」であったのかもしれないが、［II］の記述に従えば結局は王雄誕の知略の前に敗北したのであるし、輔公祏の末路は「武康に至るや、野人の執う所と為り、丹陽に送らる。（趙郡王）孝恭之を斬り、首を京師に伝う」（『旧唐書』巻56）というもので、いずれも正史の文脈とは整合し難い。

そのためであろうか、羅願は『新安志』の完成に先立ち、上記の関連文献を網羅して「汪王廟考実」（1169年）と題する論考をまとめている。そこでは汪華とその廟につい

て綱目を分け検討を加えているが、「『行状』の載す所の王事、故老の伝う所より出ず」と指摘しており、根拠に乏しい俗説も混入していたことが窺える。汪台符と胡伸の二人は『新安志』に立伝されており（第6巻「汪処士」第7巻「胡司業」）、地元の人物であったが、羅願の「考実」では汪華の軍勢が杜伏威らを打ち破る場景などは言及さえされていないのである[41]。こうして、本来テクストとして独立しており、羅願の死後編纂の文集に収録されていた「汪王廟考実」は、胡伸の「行状」を収録する『新安文献志』や後代重刻された現行の『新安志』に附刻されるようになる。これは羅願の考証が適切とみなされ評価されていたことの証左となるだろう。『新安志』の記述は、この論考で得た知見を踏まえ、加封など最近の出来事も加えて地方志の一記事にふさわしく簡潔に構成したものであり、それだけに特定の立場に執着することなく受容できるテクストとして成り立っているといえよう。

以上検討してきたように、羅願は中央の権威ある正史に準拠しつつも、別系統のテクストを適宜組み合わせることで、過剰な潤色をひかえながらも汪華が徽州の歴史において称賛されるべき人物であることは決して譲らないのである。このような認識の背景としては、とりわけ汪華の場合、その祠廟が唐代の地方官により振興され、宋代においては封号・廟額が授与されて国家の祭祀体系に入り、北宋末から本志の編纂時期にかけて次々と追加がなされているという状況があり（⑤参照）、廟の権威向上とそれを通じた地方官と士大夫層の政治的社会的な関係強化などを目的としている側面も看過できない。しかしながら、そのような文脈だけでなく、地元出身の実力者が治乱興亡のはざまに自立し、地域の混乱を最小限に止めたという肯定的な歴史イメージの核となる人物として位置づける意識があったことも十分指摘できるだろう。そして、羅願が『新安志』で予め、

> 然るに其の人、昔より特(ただ)材力を以て郷土を保捍し称（ほまれ）と為すもの多く、其の後寖(ようや)く文士有るのみ。黄巣之乱、中原の衣冠、地を避け此に保ち、後に或いは去り或いは留り、俗益ます文雅に嚮(むか)う。宋興りて則ち名臣輩出す。（第1巻【州郡】風俗）

と述べているように、汪華こと「越国公」は徽州の領域や統治体制がいまだ確定せず、文人・士大夫（文士・衣冠）を出さない時代、つまり羅願の生きる宋代とは大きく異なる時代を象徴する人物とされてもいたのである。

おわりに

以上示してきたように、『新安志』においても歴史に関するテクストが展開する。それらは、ある部分のみに集中しているわけではなく、各巻にもそれなりに散在していることがわかる。つまり、『新安志』は読み手の下に全体がそろっていて、全体をそれぞ

れの意味体系に即して分散配置されているテクストを結びつけながら読むことで、はじめてまとまった歴史イメージが生じるようになっているのである。本稿では、先ず叛乱や群雄に着目したけれども、それが『新安志』における「歴史叙述」の全てであると主張するわけではない。それでも、本稿で設定した、源泉テクストに対する姿勢、そして文字テクストを主体として何をいかに印象的に伝えているかという問題については、権威ある正史などに取材しつつ、大幅な書き換えはせず、わずかな変更により地方志の意味体系に整合したテクストとして組み込むという生成手法の一端が確認された。この点からみると、『新安志』における羅願は徽州という特定地域に即した地方志の編纂者としての立場から、正史など中央ないし外部のテクストを受容していたことが指摘できる。これにより、雑多なテクストを適当に抜き書きしたパッチワークのような存在として『新安志』を捉えるべきではなく、そこに全体を統合する何らかの論理やそれを可能にしているコードが存在するとの展望が得られる。

本稿では編者である羅願によるテクスト操作を垣間見てきたが、そのような操作を行う羅願の社会的性格、ひいては、そのイメージや論理を受け入れた当時の社会的環境との相関について検討していくことは、『新安志』の生成面を考察する上で重要な視点となるように思われる。つまり、『新安志』にみえる意味体系は羅願という個人の関心や意識に加えて共通の社会的志向にも基づいている可能性があり、科挙官僚と在地知識人のあり方などを通じて明らかにしていく必要がある。

また、今後より一層考究すべき問題関心として、全一性（Integrity）がある。ここでいう全一性とは、さしあたり全ての本文テクストがそろっていてはじめて成り立つ意味や構造であると定義しておきたいが、『新安志』における原本性の存続を理解する上で密接に関連するように思われる。他方、編者にとっても時代により異なる受け手にとっても、地方志の全ての部分が必ずしも同等の価値や意義を有しているわけではない。そのため、『新安志』の全体的な意味を論じるためには、地方志におけるテクストの相互作用と具体的なイメージを喚起させるコードについて、歴史叙述以外の主題についても読み解く必要があるし、その際には各種の文字テクストを地方志内部で統合させる論理の特色・技法に注意を払うべきであろう。このようにして、各部分にどのような連関性があるのか、他の意味体系を通じて取り組んでいかなければならないが、それについては、伝記テクストから成る第6～9巻を中心に検討することで、先に挙げた社会的文脈の問題と併せて考察できると考えており、別稿における課題としたい。

以上のような作業を積み上げ『新安志』の理解を進展させることは、宋代中国における地方志とその担い手である知識人層の性格を究明するだけでなく、多様な文字テクストを集合させて成り立つジャンルの書物に対する理解を深めることにも寄与できるのではないだろうか。

註

1）拙稿「宋代士大夫の著作とテクストの流伝――羅願と淳熙『新安志』『羅鄂州小集』『爾雅翼』――」（『SITES 統合テクスト科学研究』Vol. 2. No. 2、2004年）。

2）もっともこれは、周辺地域に無関心ということを意味しない。羅願は『新安志』で紹興重修『厳州図経』や唐・李道古撰「睦州大庁記」などを活用している。

3）現行の淳熙『厳州図経』では、その「旧図経」が『新安記』を典拠としていることを注記しているが、これは当地の二県がかつて新安郡の管轄であったからに他ならない。

4）『新安志』第3巻【歙県】山阜

黄山　旧名黟山。在県西北百二十八里、高千一百八十仞。東南則歙、西南為休寧、西北則蔽于寧国府（宣州）之太平県。……箬嶺　在県北八十里、黄山之東、高四百八十仞。多箬竹。上有官路、通寧国府太平県。隋末、越国公所開。

同第3巻【歙県】水源

新安江中接厳州界。従此而上、穹山峻流、秀爽尤異、峰巒掩映状若雲屏、実百城之襟帯。

同第4巻【祁門県】山阜

大共山　在県北五十里。高六十仞、与寧国府太平県分界。

5）『新安志』第5巻【黟県】古跡に「樵貴谷。『方輿地志』云、黟県北縁嶺行得樵貴谷、昔有〔土〕人〔入〕山行〔之〕七日、至一斜穴、入穴廊然周三十里、土（地）甚平沃、中有十余家云、是秦時離乱、入此避地。又按邑図、有潛氏村（潛村）。事已見第一巻」とある。『方輿地志』とは梁・顧野王（519～581年）の『輿地志』を指すが、『太平寰宇記』も引用していて「又按邑図、有潛村」とあり続けて潛氏村の記述を行っている。羅願は、それを分割・転載したものとみられる。

6）『元和郡県図志』巻28江南道4には「平妖賊洪氏始置此県、以婺水遶城三面、因以為名」とある。「婺源　上、開元二十八年析休寧置」（『新唐書』巻41地理志5・歙州新安郡）

7）『元和郡県図志』巻28江南道4

永泰元年、草賊方清於此偽置昌門県、以為守備。刺史長孫全緒討平之、因其旧城置県、恥其旧号、以県東北一里有祁山、因改為祁門県。大暦五年、又移於東、面臨大溪、西枕小山。

『旧唐書』巻132列伝82／李芃伝

時宜・饒二州人方清・陳荘聚衆拠山洞、西絶江路、劫商旅以為乱。芃乃請於秋浦置州、守其要地、以破其謀。李勉然其計以聞、代宗嘉之、以宣州之秋浦・青陽・饒州之至徳置池州焉。芃摂行州事。

8）南朝・梁の長官謝覧の伝記に「〔天監〕九年（510）夏、山賊呉承伯破宣城郡、余党散入新安。叛吏鮑叔等与合、攻没黟歙諸県、進兵撃覧、覧遣郡丞周興嗣於錦沙立塢拒戦、不敵、遂棄郡奔会稽。台軍平山寇、覧復還郡」（第9巻【牧守】）とある。ここでは内通者が出て長官を逃走させた大規模な叛乱であるけれども、他では全く扱われておらず、例えば「塢」が設営された「錦沙」の所在地などを知ることができない。このテクストは正史『梁書』巻15列伝第9の謝朏伝からほとんどそのまま転載したものである。

9）『資治通鑑』巻199唐紀15／高宗永徽4年10月初。

10）方臘の乱の時間的経過と地理的範囲については、須江隆「宋代における祠廟の記録――『方臘の乱』に関する言説を中心に」（『歴史』95、2000年）に詳しい。

11）方勺（1066年～？）は婺州金華県の出身、南宋初期の紹興年間は湖州烏程県に居住。厳州図経は、紹興9年（1139）に当地の知州により刊行、淳熙13年（1186）に重刻されたものの最初の三巻しか伝存せず（淳熙厳州図経）、当該箇所を確認できない。羅願が参照したのは、紹興本と推測される。

12）『四庫全書総目提要』巻52史部8／雑史類存目1に「原載〔方〕勺『泊宅編』中、曹溶摘入『学海類編』、因改題此名」とある。

13)『続資治通鑑長編紀事本末』巻141「討方賊」、参照。

14)『青渓寇軌』には、宣和3年2月ごろの状況として「少保劉延慶、由江東入至宣州涇県、遇賊偽八大王、斬五千級、復歙州、出賊背」とある。註10)前掲論文によれば、州を回復したのは3月13日のことである。

15) 第9巻【牧守】における宋代の歴代知州を記録する部分では次の通りで、曾孝蘊が転任してから盧宗原が赴任するまで不安定であった状況が推測される。

曾孝蘊　天章閣待制、(宣和) 二年十月八日到官、十二月移知青州。

呂灝　三年正月到官、四月移知饒州。

張仲珪　右武大夫〈宣和三年五月到官〉

盧宗原〈朝奉郎・直龍図閣。宣和三年 (1121) 十二月二十九日到任、五年九月二十五日除淮南江浙荊湖制置発遣判官。自此以下有壁記〉。

16)『宋会要輯稿』職官69-9

(宣和三年十月) 八日、知徽州李恪除名勒停、送潭州編管、余責降有差。以方臘寇城怡棄職逃避也。

17)『宋史』巻470列伝229／佞幸・朱勔

徽州・盧宗原竭庫銭遺之、引為発運使、公肆掊克。

18)『宋史』巻363列伝122／李光

朱勔託応奉脅制州県、田園第宅、富擬王室。乞択清強官置司、追摂勔父子及奉承監司・守令、如胡直孺・盧宗原・陸寘・王仲閔・趙霖・宋晦等、根勘駆磨、計資没入、其強奪編戸産業者還之。

19)『宋史』『宋会要輯稿』『建炎以来繫年要録』などを検索。

20) 三国呉5名、晋3名、劉宋12名、南斉5名、唐35名、五代4名。

21) その資料は方臘の乱平定以降の「壁記」とみられる。これは官府の壁面に書かれたもので、歴代の長官に書き足されていくものである。羅願は知州趙不悔の賛助を得ていたし、自らも官僚身分をもつ士大夫であったから、衙門官邸を訪問し筆写できる立場にあった。註15参照。

22) 本志第6、9巻にその伝記テクストがあるが、これは『南史』巻67も参照しつつ、『陳書』巻10にある伝記を分割転載したものである。

23)『宋史』には『新安志』における約20名が立伝されている。

24) 呉に関しては韋昭撰『呉書』に由来。

25) 管見の限り、正史における金奇、毛甘、陳僕の記述はこの部分のみである。

26) 現存する最古の版本は紹興年間 (1131～62年) のものである (百衲本所収)。なお、劉宋・裴松之の注に引く『抱朴子』(317年成立) に「所撃殺者万計」とある。

27) 方臘の乱では、休寧県の知事趙嗣復が叛徒に捕らわれた際、その中に彼の「善政」を知る県人がいたおかげで脱出できた逸話があるが (註13参照)、『新安志』には見られない。知事の顕彰を犠牲にしても叛乱に荷担した住民の存在を忌避したかったのかもしれない。

28)「歙州汪華拠黟歙称王十余年」(『新安志』巻9) →「歙**賊**汪華拠郡称王且十年」(『新唐書』巻92)

29)「歙州**首領**汪華、隋末拠本郡称王十余年」(『旧唐書』巻56)

30)『資治通鑑』巻189唐紀5／高祖武徳4年9月

隋末、歙州**賊**汪華拠黟・歙等五州、有衆一万、自称呉王。(武徳四年九月) 甲子、遣使来降、拝歙州総管。

31) 唐代史研究の基本史料である『冊府元亀』(1013年完成の類書) 巻164帝王部・招懐2では「九月甲子、偽呉王汪華以黟歙五州之地来降。華隋大盗汪宝権之族子也。大業末為山賊、有兵一万。至是、拝歙州総管、封越国公」とあり、「偽呉王」「山賊」と表記されている。

32)『新唐書』本紀、王以武徳四年九月甲子帰唐。而「杜伏威伝」及「王雄誕伝」乃載王与雄誕戦。

覧者因以為先戦後服。以『資治通鑑』考之、王、九月帰唐。十一月自与伏威将雄誕戦。是時、王与伏威皆已受唐命、戦自其私忿、非因戦之後始帰唐也。按「唐告」称其識機慕化遠送款誠、則是王自知天命、非戦而後服明矣。今「唐告」見存、其辞則李百薬・顔師古所作、可以考信。故国朝賜廟額父子並称忠云。

33) 註32)参照。

34) 中村裕一著『唐代制勅研究』(汲古書院、1991年) 附節X、参照。

35)『全唐文』巻869にも収録。作者である汪台符は汪華の末裔と称している。

36)『宋会要輯稿』礼20-34・35

汪越国公祠　在寧国府徽州歙県烏聊山。唐・宣歙等州総管・越国公汪華。真宗・大中祥符三年(1010) 三月、本州以唐越国公汪華誥二通来上。詔加公封「霊恵公」廟額。即華神、郡人立祠烏聊山上。徽宗・政和四年 (1114) 二月、賜額「忠顕」。

37) 地方の廟神への賜額・賜号については、地元の請願を地方官が受理して上申・調査し、中央の審査と皇帝の裁可を経て実施するシステムが構築されていた。須江隆「唐宋期における祠廟の廟額・封号の下賜について」(『中国――社会と文化』 9 、1994年) を参照。

38)『資治通鑑』が汪華について比較的抑制された表現なのは、宋朝が汪華の廟を公認した事実を踏まえている可能性もある。

39) 汪夢斗撰「歙烏聊山忠烈廟享神辞」(『新安文献志』巻49収録) は、至元十八年 (1281)、官軍が祁門県の叛徒を討伐した際に助力があったとして、廟神を称賛する趣旨の文章であるが、その一節に「然念神名氏見於『唐新書』与『通鑑』、掌在太史官閣、見於武徳・貞観所賜賛書、今猶蔵於廟、事迹世系見於州志、家乗尤備」とある。武徳年間のものが(イ)で貞観年間のものは(ウ)を指している可能性が高い。これがいつ刻石されたかについて、中村氏は文献学的知見と「重修汪王廟碑記」(1772年、『歙県金石志』巻9収録) により、明・正統年間 (15世紀前半) 以降のことと推測されている (註34前掲書参照)。

40)『新安志』第3巻【歙県】碑碣によれば、唐・郷貢進士汪台符「重建越国公廟記」が『祥符図経』に著録されていたことを記しており、碑文として執筆されたことが判明する。

41) 胡伸の「行状」では宝歓は汪華の一族にして副将としているが、羅願の「考実」では「太平興国中 (976～983年)、有為王廟記者言、王乃隋将宝歓之従子」とあり、『新安志』「祠廟」の①に反映されている。ここで言及されている文献は「行状」よりも古いテクストになるが不詳である。なお、註31)では「隋大盗汪宝権之族子」とあり「宝歓」「宝権」は同世輩とみられる。